

国立研究開発法人物質・材料研究機構 殿

(機関名) ○○大学

(部署・職名)

(氏名)

《知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方の責任で通知して下さい》

知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書

委託研究の成果に係る知的財産権について、以下のとおり通知します。

1. 本通知に係る委託研究の概要

事業名	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)
課題名	マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築
テーマ名	サブ課題○ ○○○○
研究開発課題名	○○による○○の創製
契約番号	23-
研究開発責任者及び所属・職名 (研究実施当時)	物財 太郎 ○○大学 光科学センター 教授
研究開発期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日

※ テーマ名、研究開発課題名および契約番号等は委託研究契約書に記載の名称を記載してください。

※ 契約番号は直近のものを記載してください。契約番号が付与されていない契約は記載不要です。

2. 対象となる知的財産権について

共通	通知内容 (注1)	知財出願 (注2)・知財登録・移転 (注3)・放棄 (注4)
	知的財産権の種類 (注5)	特許権
	発明等の名称 (注6)	○○○の検出方法
	出願番号 (注7)	特願 2023-001234 (日本) 特記事項: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
出願	出願国	
	出願日	
	出願人 (注8)	
知財登録	登録国	
	権利者名 (出願人) (注8)	
	登録番号	
	登録日	年 月 日
移転 (注3)	移転日	年 月 日
	移転先の名称および住所 (注9)	

放棄 (注4)	放棄の種類	
	放棄の理由	
	放棄の法的期日	年 月 日
	放棄(出願取り下げ) 予定日	年 月 日
特記 事項	原出願番号 特願 2018-009876 (日本)	

※ 出願の場合は、出願番号、出願日、優先権主張番号、国等の委託研究の成果に係る出願である旨の記載を確認する書類(出願プルーフの願書等)の写しを添付してください。

又、登録等の場合は、登録番号等を確認する書類(特許証等)の写しを添付してください。

3. 本通知に係る特許関連経費を直接経費から支出した。 はい いいえ

※ 特許関連経費を直接経費から支出することが認められている事業及び研究タイプの場合のみ回答してください。

(注意事項)

(注1) 知財出願、知財登録、移転、放棄から該当するものを選択してください。

(注2) PCT出願の場合は、出願時及び各国移行時に提出してください。

(注3) 事前申請により承認を受けている知的財産権の移転を通知する場合は、承認時(事前申請に対するNIMSの回答文書)におけるNIMS文書登録番号を、特記事項に記載してください。また、合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第2条第3項に該当する移転(専用実施権等の設定等に係るものを除く)の場合には、事前申請の例外となった根拠を特記事項に記載してください。

(注4) 放棄の種類は、登録料もしくは年金の不納、出願審査請求の未請求、出願取り下げから該当するものを記載してください。

なお、第三者と共有する知的財産権を研究機関が放棄することにより、当該第三者に研究機関の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「移転」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請(知財様式3)及び通知(本知財様式)を行ってください。

(注5) 種類については、委託研究契約知財条項第1条第1号において定義する知的財産権のうち、該当するものを記載してください。

(注6) 該当する①～⑤の事項を記載してください。

① 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

② 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)

③ 植物体の品種については、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称

④ 著作権については、著作物の名称

⑤ ノウハウについては、ノウハウの名称

(注7) 番号については、特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権については出願番号(国名付記)、回路配置利用権については登録番号、著作権については登録番号又は管理番号を、出願前の知的財産権又はノウハウを使用する権利を移転した場合については管理番号を記載してください。なお、上記の「出願番号(国名付記)」が、優先権主張を伴う出願又は分割出願、海外特許出願等に係る出願番号であって、原出願番号と異なる場合は、特記事項ありにチェックを入れ、末尾の特記事項欄に原出願番号を記載してください。

(注8) 権利者名(出願人)が複数ある場合は、すべてを記載してください。

(注9) 移転先が複数ある場合は、すべてを記載してください。

※ 国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願の場合、出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨を記載する必要があります。

【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記載)】

平成/令和〇〇年度、国立研究開発法人物質・材料研究機構、〇〇事業「〇〇〇〇」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願

※ 共同出願の場合は、出願人毎に提出してください。

《制度固有の取扱い SIP/SIP2/SIP3FS/SIP3 共通》

・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)については、合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第2条第3項に該当する移転であっても、例外なく知財様式3による事前申請が必要となります。